

第六條 本組合の目的は、  
一、職業紹介、  
二、法律顧問、  
三、出版、  
四、その他組合の福利を増進するに在り。

第七條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第八條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第九條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第十條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第十一條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第十二條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第十三條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

第十四條 本組合の役員は、  
一、議長、  
二、副議長、  
三、理事、  
四、監事、  
五、その他役員。

99